



宮 崎 県 公 報

平成19年2月9日(金曜日) 号外 第17号

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日

購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

告 示

特定疾病又は監視伝染病の発生の予防のための消毒
の実施 ----- (畜産課) 1

頁

告 示

宮崎県告示第 104号の2

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、家畜伝染病予
防法(昭和26年法律第 166号)第9条の規定により、次のとおり緊
急に消毒を実施することを命ずる。

平成19年2月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 実施の目的
本県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するた
めの緊急の措置
- 2 実施する区域
本県内の 1,000羽以上の飼養鶏農場その他家畜防疫員が必要と
認める飼養鶏農場。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と
認められる方法による消毒を自ら実施する農場を除く。
- 3 実施の期日
平成19年2月13日から平成19年2月28日まで
- 4 消毒方法及びその実施方法
消石灰を飼養鶏農場内の鶏舎周囲及び農場外縁部に散布する。